

おくやみ ハンドブック

神奈川県綾瀬市

このハンドブックでは、死亡届出後に伴う主な手続きをご案内しています。
お亡くなりになられた方の状況によって必要な手続きが異なります。
内容をご確認いただき不明な点がございましたら、**各担当窓口にお問い合わせください。**

令和7年度



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年9月発行

発行：綾瀬市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

お家の困った解決します!

小さな事でもお気軽にご相談下さい

迅速対応

無料相談

無料見積

お困りでは
ありませんか?

手続きの仕方が
分からない...

資産が
不動産しかないけど
現金で分けたい...

相続した家も、
これからの利用方法も
分からない...

何から始めたら
良いか分からない...

空き家になってしまい、
どうしよう...
中にも家財道具がいっぱい



空き家は劣化が早く、犯罪や倒壊の原因になります

地域密着まごころ施工の工務店

マルナ企画株式会社

0120-971-707

所在地 〒242-0007 神奈川県大和市中央林間 9-12-3

Q <https://marunakikaku.com/>

マルナ企画

検索



公益社団法人
全日本不動産協会



目次

「市役所の手続き」

● 戸籍、住所・印鑑登録・マイナンバー	2
● 国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険	3
● 介護保険、市営墓地	4
● 障がい福祉	5
● 災害見舞金	6
● 原動機付自転車、税金(市県民税・固定資産税・軽自動車税)	6
● 農地、森林	7
● 空き家	7
● 子育て(児童手当・こども医療)、保育園	8
● 放課後児童クラブ、学校	9
● 防災無線	10
● 飼い犬、し尿・汚水の汲取り	10

「国・県等の手続き」

● 土地家屋の登記・相続税・相続放棄・水道・車や大型バイク 運転免許証・パスポート・斎場(大和斎場)・厚生年金等	11
---	----

「その他の手続き」

● 預貯金・民間保険・電話・電気・ガス等の諸手続き確認シート	12
● 委任状	13
● フロアマップ	14～16

市役所の手続き

市民課 2・3番窓口(窓口棟1階)

記録担当<戸籍関係> 電話:0467-70-5621

チェック欄 要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐	死亡届 (火葬許可証)	戸籍・住民票に死亡の記載をする (火葬するための証明書の申請)	・死亡届 ※火葬の日時と場所がわかるもの	7日以内
・死亡届の提出や火葬許可証申請は、葬儀社が代行して行っていることがあります。 ・一般的なお葬式が終了していれば、上記の手続きは終了しています。				
☐	戸籍(除籍)の 取得	諸手続きで必要になった場合に、戸籍(除籍)を請求する	・本人確認書類(運転免許証等) ・手数料	なし(下記参照)
・綾瀬市に死亡届を提出後、戸籍への反映までには、時間がかかります(本籍地が綾瀬市であれば、提出から土日・祝日を除いて1週間程度、他市区町村の場合は通知を送り、本籍地で戸籍への記載をするため2週間以上)。 詳しくは本籍のある市区町村の役所にお問い合わせください。 ・届出後に綾瀬市にある戸籍が必要になった時は、必ず市民課にお電話で、戸籍への記載が終了したかを確認のうえお越しくさるようお願いします。				

市民課 2・3番窓口(窓口棟1階)

総合窓口担当<住民票関係> 電話:0467-70-5668

チェック欄 要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐	世帯主の変更届 (3人以上の世帯で世帯主が死亡したとき)	世帯主の変更 (他の方に世帯主を変える場合)	・本人確認書類(運転免許証等)	変更が必要な方は、出来るだけ速やかに
・綾瀬市では世帯主の方が死亡された場合は、便宜上住民票の2番目に記載されている方を自動的に世帯主としています。なお、そのまま差し支えない場合は手続き不要です。				
☐	・印鑑登録証 (印鑑カード) ・住民基本台帳カード	死亡された方が左記のカードをお持ちの場合の返納手続き	・各カード	お時間がある時
・印鑑登録証(印鑑カード)・住民基本台帳カードをお持ちの方は死亡された時点でカードが失効されています。 ・マイナンバーカード(通知カードを含む)については、相続や納税、死亡保険金の支払い等において提示を求められる場合があります。なお、返納の必要はありません。				

※死亡に伴う各種手続きに必要な戸籍・住民票等を請求される際には、具体的にどのような証明書が必要かを手続きされる機関に事前にご確認ください。

(例)

「お亡くなりになった方の出生から死亡までの戸籍」 「お亡くなりになった方と同一世帯であったことを証明する住民票」
「お亡くなりになった方の住所履歴を証明する住民票(戸籍の附票)」

※その他、市民課で発行している戸籍・住民票の証明書で不明な点があればお問い合わせください。

保険年金課 4・5番窓口(窓口棟1階)

保険年金担当(保険) 電話:0467-70-5617

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・国民健康保険 ・後期高齢者 医療保険	左記の保険に加入されていた方が死亡された場合の資格の喪失届、葬祭費の申請、債権承継人届等	・亡くなった人の保険証(または資格確認書) ・葬祭を行ったことがわかる書類(会葬礼状や葬儀の領収書等) ・喪主の口座番号がわかるもの ・死亡を証明するもの(市外に死亡届を提出した場合)	速やかに

被保険者証(または資格確認書)を返納し、資格喪失の届け出をしてください。なお、上記以外に書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

保険年金課 4・5番窓口(窓口棟1階)

保険年金担当(年金) 電話:0467-70-5618

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		死亡一時金の請求	国民年金加入者が死亡された場合(年金を受給していない方)	亡くなった方の基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの	速やかに
☐		未支給年金の請求	基礎年金(国民年金)のみ受給していた方が死亡された場合	亡くなった方の基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの	速やかに
☐		遺族基礎年金・寡婦年金の請求	国民年金のみ加入していた方、または、基礎年金のみ受給していた方が死亡された場合	亡くなった方の基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの	速やかに

亡くなった方の加入・受給していた年金が厚生年金の場合は年金事務所へ、共済年金の場合は各共済組合へお問い合わせください。

ご遺族メモ

介護保険担当 電話:0467-70-5636

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		介護保険 被保険者証等 の返納	65歳以上の方や要介護(支援)認定を受けていた方が死亡された場合	手続きが生じる場合があります のでお問い合わせください。	速やかに

高齡政策担当 電話:0467-70-5616

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		市営本蓼川墓園	市営本蓼川墓園の利用者が死亡された場合や市営本蓼川墓園へ埋葬を行う方	手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	速やかに

ご遺族メモ

なみき通り司法書士事務所は、
皆様の「相談したい」を叶える司法書士事務所です



相続・遺産分割



不動産の
名義変更

相続のこと、 一人で悩まず**専門家**にご相談ください

突然の相続で何から手を着けていいのかわからず、お困りではありませんか？

当事務所では、法律や手続きの話が初めての方でも、
気軽にご相談いただけるよう**初回相談を無料**で承ります。

また、税理士や弁護士等とも連携しているため、
当事務所を窓口**に、ワンストップでの対応が可能**です。



相続放棄



遺言・
成年後見

相続登記も
お忘れなく

令和6年4月1日以降、相続登記が義務化されました。
正当な理由なく、相続した土地や建物の名義変更をせずに放置しておくと、
10万円以下の過料が科されることがあります。ぜひ、お早めにご相談ください。



なみき通り司法書士事務所

Namiki-dori Legal Office

お問い合わせ
はこちらから

☎046-244-4686

(事前のご予約で、時間外・土日祝日でもご相談可能です。)

営業時間 平日 9:00～18:00 定休日 土日祝日

〒243-0401

海老名市東柏ヶ谷二丁目
17番24号 館田ビル101



ホームページ
はこちらから



相続専用サイト
はこちらから



チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳の所有者が死亡された場合の返納手続き	該当の手帳	速やかに
☐		・重度障害者医療費受給者証 ・自立支援医療費受給者証	左記の受給者証の所有者が死亡された場合の返納手続き	該当の受給者証	速やかに
☐		・綾瀬市障害者愛護手当 ・神奈川県在宅重度障害者等手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	左記の手当を受給されている方が死亡された場合の手続き	債権承継人の印鑑と通帳(通帳は、今後手当の振込みが予定されている方のみ。)	速やかに
☐		神奈川県心身障害者扶養共済制度	左記の制度に加入されていた方が死亡された場合または、左記の制度により年金を支給されている方が死亡した場合	手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	速やかに

ご遺族メモ

福祉総務課 6番窓口(事務棟1階)

総務担当 電話:0467-70-5613

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		災害弔慰金・ 災害見舞金 の請求	地震・風水害・火災等の事故により死亡された場合、災害弔慰金もしくは市及び日本赤十字社神奈川県支部の災害見舞金を請求できる場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

課税課 7番窓口(窓口棟2階)

市民税担当 電話:0467-70-5611

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		原動機付自転車等(綾瀬市ナンバー)の名義変更・廃車等	所有者が死亡された場合の名義変更・廃車等の手続き	ナンバープレート(廃車の場合)	速やかに

課税課 7・8番窓口(窓口棟2階)

市民税担当 電話:0467-70-5611

資産税担当(土地) 電話:0467-70-5610

資産税担当(家屋) 電話:0467-70-5626

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		相続人代表者 指定届兼固定 資産現所有者 申告書 ・市県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税	相続人代表者指定届は、市民税・県民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税の納税義務者がお亡くなりになった場合、納税通知書等の書類を受け取る人(相続人代表者)を指定するため、速やかに提出が必要です。固定資産現所有者申告書は、固定資産(土地・家屋)の所有者がお亡くなりになった際に、相続人等が、自身が現所有者であると知った日の翌日から3か月以内に申告する必要があります。		

ご遺族メモ

農業委員会事務局(事務棟5階)

電話:0467-70-5647

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		農地の相続	農地を所有している方が死亡された場合は、農業委員会への届出が必要です、お問い合わせください。		相続完了後または協議決定後

みどり公園課(事務棟5階)

みどり公園担当<森林関係> 電話:0467-70-5627

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		森林の土地の所有者届出書	売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合、事後届出が必要です。	・登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し ・土地の位置を示す図面	土地の所有者となった日から90日以内

都市計画課(事務棟5階)

計画調整・開発指導担当<空き家関係> 電話:0467-70-5625

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		空き家の相談	相続により空き家となる家屋を所有・管理されている方向けの一般的な相談。 専門的な相談が必要な場合は、可能な限り適切な専門家団体を紹介します。		いつでも
☐		被相続人居住用家屋等確認申請手続き	被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例を受ける方	手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	譲渡後

※確認書交付以外の特例制度全体に関する事項については、国土交通省のホームページをご覧ください、税務署へお問い合わせください。



国土交通省HP



国税局HP

児童青少年支援課 4番窓口(窓口棟2階) 児童給付担当 電話:0467-70-5664

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・親 福祉医療証 ・子 医療証	左記の医療費助成の対象の子ども及び受給者(保護者)の方が死亡された場合の返納手続きがありますので、お問い合わせください。		速やかに
☐		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	左記の対象の子ども及び受給者(保護者)の方が死亡された場合の手続きがありますので、お問い合わせください。		速やかに
☐		母子・父子家庭の申請	制度が該当する場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

保育課 5番窓口(窓口棟2階) 保育・学童担当<保育所関係> 電話:0467-70-5615

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・保育園 ・認定こども園 ・小規模保育施設	子どもが保育所等に入所している場合は、保育料が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

ご遺族メモ

保育・学童担当＜放課後児童クラブ関係＞ 電話:0467-70-1702

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		放課後児童クラブ	放課後児童クラブを利用されている子ども及びその保護者	届出が必要な場合がありますので、お問い合わせください。	速やかに

学務担当 電話:0467-70-5654

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・就学援助費受給者変更届 ・奨学生異動等届	左記の制度の受給者(保護者)または対象の小学生・中学生・高校生が死亡された場合の手続き		速やかに

ご遺族メモ

危機管理課(事務棟2階)

危機管理担当 電話:0467-70-5641

チェック欄 要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐	防災行政用無線個別受信機の返納・変更	個別受信機の借主の方が死亡された場合は、借主変更または返納の手続きが必要です。	・(借主変更の場合)持ち物なし ・(返納の場合)個別受信機	お時間がある時

※死亡された方が個別受信機を借りていたかわからない場合は、お問い合わせください。

医療健康課(保健福祉プラザ内)

医療予防担当 電話:0467-55-8161

チェック欄 要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐	犬の登録記載事項変更届	犬の飼い主が死亡された場合、飼い主変更の届出が必要となりますので、お問い合わせください。 (犬が死亡した場合も届出が必要です。)		30日以内

※保健福祉プラザ 所在地 綾瀬市深谷中4丁目7番10号(綾瀬小学校前)

リサイクルプラザ(リサイクルプラザ内)

管理担当 電話:0467-70-5665

チェック欄 要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐	し尿・汚水の汲取り	汲取りを依頼されていた方が死亡された場合	確認・手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	速やかに

※リサイクルプラザ 所在地 綾瀬市吉岡1643番地1

ご遺族メモ

ご遺族メモ

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

国・県等への手続き

※お亡くなりになった方によって、他に手続きが必要な場合があります。

チェック 欄	手続き等を必要とする事項	手続き先	電話番号
☐	*土地や家屋等を所有の方が死亡された場合は、 名義変更等が必要です。詳しくは法務局にご相談ください。	横浜地方法務局 大和出張所 (大和市中央1-5-20)	046-261-2645
☐	*住居地で相続税や所得税の申告が必要な場合があります。詳しくは税務署にご相談ください。	大和税務署 (大和市中央5-14-22)	046-262-9411
☐	*死亡された方が遺言書を残されていた場合や、 相続人が相続を放棄する場合は手続きが必要です。詳しくは家庭裁判所にご相談ください。	横浜家庭裁判所 (横浜市中区寿町1-2)	045-345-3463
☐	*水道料金の名義人の方が死亡された場合は、 手続きが必要です。詳しくは水道局にご相談ください。	海老名水道営業所 (海老名市上郷717)	046-234-4111
☐	*普通自動車・大型バイクを所有の方が死亡された場合は、 手続きが必要です。詳しくは自動車 検査登録事務所(陸運局)にご相談ください。	相模自動車検査 登録事務所 (愛川町中津7181)	050-5540-2037
☐	*軽自動車を所有の方が死亡された場合は、 手続きが必要です。詳しくは軽自動車検査協会にご 相談ください。	軽自動車検査協会 相模支所 (愛川町中津4071-5)	050-3816-3120
☐	*運転免許証を所有の方が死亡された場合は、 手続きが必要です。詳しくは警察署にご相談ください。	大和警察署 (大和市中央5-15-4)	046-261-0110
☐	*パスポートを所有の方が死亡された場合は、 手続きが必要です。詳しくはパスポートセンター にご相談ください。	パスポートセンター (厚木市中町1-5-10 イオン厚木店7階)	045-222-0022 (横浜電話案内センター)
☐	*埋葬許可書の(再)発行の手続きは、火葬された 斎場にご相談ください。(大和斎場で火葬され た方は、大和斎場にご相談ください。)	大和斎場 (大和市西鶴間8-10-8)	046-264-5566
☐	*厚生年金・共済年金・企業年金等に参加の方が 死亡された場合は、手続きが必要です。詳しく は勤務されている会社等の年金担当の方にご 相談いただくか、年金事務所にご相談ください。	厚木年金事務所 (厚木市栄町1-10-3)	046-223-7171
☐	*在留カードをお持ちの方が死亡された場合は、 返納の手続きが必要です。詳しくは東京出入国 在留管理局横浜支局(または東京出入国在留 管理局おだいば分室)にご相談ください。	神奈川県横浜市金沢区 鳥浜町10-7 (東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階)	外国人在留総合 インフォメーションセンター 0570-013904
☐	*外国籍の方が死亡された場合の本国への手続き	死亡された方の国の大使館・領事館にお問い合わせください。	
☐	*市営本蓼川墓園以外に埋葬を行う方の納骨・ お墓の手続き	管理する霊園やお寺等にお問い合わせください。	
☐	*死亡診断書や死体検案書の(再)発行の手続き	病院や警察にお問い合わせください。	

その他の手続き

※お亡くなりになった方によって、他に手続きが必要な場合があります。(諸手続きの際にチェック表としてご利用ください。)

チェック欄	手続き等を必要とする事項	手続き先	電話番号
☐	法事(四十九日等)に関する手続き		
☐	預貯金等の口座に関する手続き		
☐	民間保険に関する手続き (生命保険・自動車保険・火災保険等)		
☐	固定・携帯電話等の手続き		
☐	電気・ガス等の公共料金に関する手続き		
☐	クレジットカードの手続き		
☐	その他の手続き ・ ・ ・		

ご遺族メモ

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There is no handwriting or other markings on the paper.

委 任 状

私は、住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 を代理人と定め次の事項を委任します。

引越しに関すること	☐ 転入届 ☐ 転居届 ☐ 転出届 ☐ その他 ()	
住民票の交付申請及び受領に関する こと ※必要な表示に ^レ 点をしてください。	☐ 住民票の写し _____通 ☐ 続柄 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号(※本人宛へ後日郵送) ☐ 本籍・筆頭者 (日本国籍の方) ※外国籍の方 ☐ 国籍・地域 ☐ 中長期在留者等である旨 ☐ 通称履歴 ☐ 在留資格・期間・満了日 ☐ 在留カードの番号	
戸籍の交付申請及び受領に関する こと ^{注意}	本籍地	綾瀬市
戸籍関係の証明を申請する場合は、必ず本籍・筆頭者を記入してください。	筆頭者	
	☐ 戸籍全部事項証明 (謄本) _____通 ☐ 戸籍個人事項証明 (抄本) _____通 ☐ 戸籍附票 _____通 ☐ 身分証明書 _____通	
所得・(非)課税証明の交付申請及び受領に関する こと	年度 () 年中) の所得 _____通 年度 () 年中) の所得 _____通	
納税証明書の交付申請及び受領に関する こと	☐ 市県民税 _____年度分 _____通 ☐ 固定資産税・都市計画税 _____年度分 _____通 ☐ 法人市民税 _____通 (事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日) ☐ その他 () _____通	
固定資産税の交付申請及び受領に関する こと ^{注意} 固定資産の証明を申請する場合は、必ず所在地番・家屋番号を記入してください。	所在地番	
	家屋番号	
	☐ 固定資産評価証明書 (土地・家屋) _____通 ☐ 固定資産所有証明書 (土地・家屋) _____通 ☐ 固定資産公課・課税証明書 _____通	
使用目的【必須】	☐ 運転免許証 ☐ 防音工事 ☐ 入管・大使館等 ☐ パスポート ☐ 相続 ☐ 勤務先 ☐ 公的年金(住民票コード 有・無) ☐ 年金 ☐ 金融機関 ☐ 車関係 ☐ 学校 ☐ その他 ()	

※委任する項目に^レ点を付けてください。 **必ず、委任する本人が直筆でお書きください。**

年 月 日

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

受付の際に窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、官公署が発行した顔写真付きの運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カードなどを持参してください。

(顔写真付きが無い場合は、保険証、年金手帳、通帳などから2点ご持参ください。)



どんなお悩みにも、
誠実・親身・迅速なサポートを
お約束します。

綾瀬かわせみ法律事務所

ご遺族の負担を軽減できるよう、法律の専門家がサポートします

相続手続

遺産分割協議の
サポート

相続放棄手続の
サポート

遺言書に関するご相談



些細なことから大きなことまで。

私たちの「様々な経験」が、貴方の平穩に繋がりますように。



弁
護
士

Aoki Kazuchika

青木 一愛

神奈川県弁護士会
高齢者・障害者の権利に
関する委員会………所属

弁
護
士

Aoki Nobuko

青木 敦子

神奈川県弁護士会
公害・環境問題委員会………所属
環境法律家連盟………所属

当事務所所属弁護士は、共に対馬ひまわり基金法律事務所出身です。
対馬には法律事務所が2事務所しかないため、【離婚】や【相続】【債務
整理】などの身近な問題から【虚偽の出生届が提出されていた方の失踪
宣告申立】【1世紀に及ぶ休眠抵当権の抹消】などの希少な案件にも携わって
まいりました。

神奈川県へ帰郷後は、培ってきた経験を用いて地域の皆様へ貢献できる
よう、**高齢者・障がい者の方の法的課題の解決**に注力しています。今後
とも、日々最新の福祉情報に接する機会を大切にしつつ、行政や民間企業・
施設との連携を密に、**皆様の“これから”が平穩に送れるような法サービス
を提供していく**所存です。どうぞ、お気軽にご相談・ご依頼ください。

ご相談は **完全予約制** です。まずはお気軽にお問い合わせください。



綾瀬かわせみ法律事務所

神奈川県弁護士会所属

綾瀬市上土棚南5-7-18 アークヒル湘南1階 ■神奈川中央交通「大持」バス停(長16・35系統)より徒歩5分 ■駐車場あり

0467-55-8145

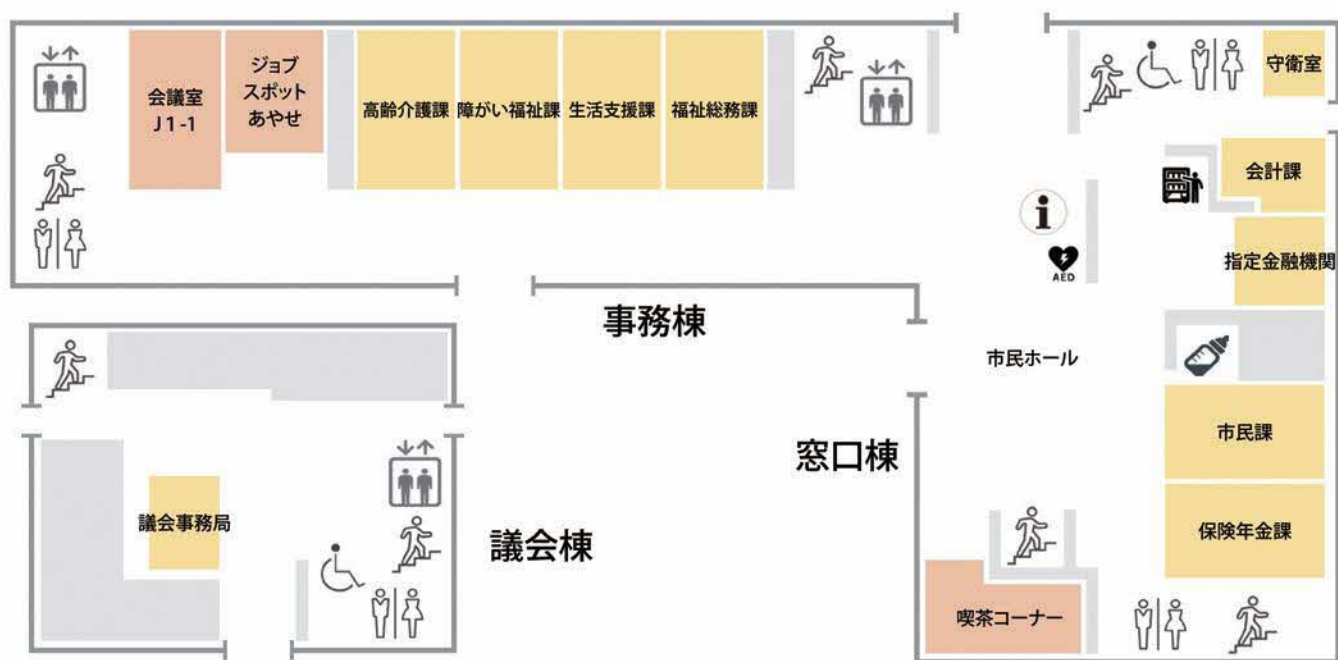
営業時間▶平日 10:00~17:00
定休日▶土日祝

HPはこちら



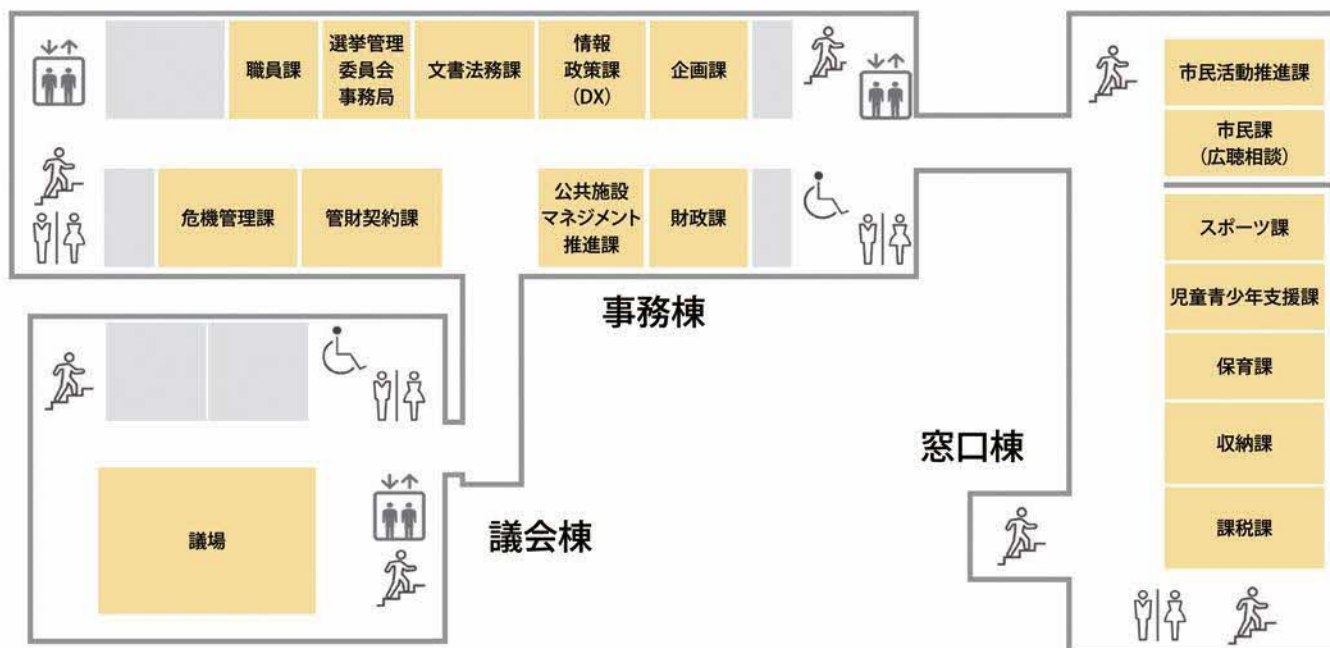
フロアマップ

1階フロア案内図



ご遺族メモ

2階フロア案内図



ご遺族メモ

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings visible.

5階フロア案内図



6階フロア案内図



ご遺族メモ

相続

売却

不動産のことなら
お任せ下さい!!



納税期限

■ 納税期限の確認

相続税を納めるために不動産の売却が必要だと事前に分かっていたとしても、遺産分割の話し合いや書類の作成などに時間を費やしてしまい、申告書が完成したときには1~2ヶ月しか残されていないことがあります。不動産売却のご相談は早期に当社へお声かけください。売り急ぎによる不本意な金額での売却リスクを低減できます。

相続税の申告期限は
相続が発生してから原則

10ヶ月

ご売却相談&査定 無料受付中!

お好きな方法でお気軽にご相談ください
ご希望の方に詳細な「不動産査定報告書」を作成いたします。

現地査定

お客様のご都合に合わせて、担当スタッフがご自宅へお伺いし、より正確な査定額をお答えします。

■ 現地確認調査の上、査定を行います。

電話査定

下記店舗までお電話ください。

- お急ぎで相場を知りたい方でもすぐ対応できます。
- お時間がなかなかとれない方でも査定額がすぐわかり大変便利です。

ネット査定

相鉄 売りたい

検索

当社ホームページからお申し込みいただけます。

相鉄のリースバック 住んだまま買い取り

自宅を売って、賃貸として住み続ける。



「住んだまま買い取り」とは?

お客さまが所有されているご自宅を当社に売却いただき、その後、お客さまと当社との間で定期賃貸借契約を結ぶことにより、売却後もご自宅にそのまま住み続けられる**リースバック**の仕組みです。

※当社基準により、買い取ることができない物件もございます

住んだまま買い取りの詳細はこちら



不動産の買取も相鉄にお任せください!

相鉄の直接買い取り6つのPOINT

※規定により、買い取れない場合があります。

1 室内を他人に見せずに売却したい

内見は1~2度だけこっそり買い取ります!

4 売却費用を少しでも抑えたい

直接買い取りのため仲介手数料は不要です!

2 自宅や不動産をすぐに売却したい

最短10日で現金化できます!

5 引越しまでの期間が欲しい

売買契約後最長6ヵ月までお引渡しをお待ちします!

3 故障した設備や使わない家具がある

そのままの状態です!

6 賃貸している不動産を売却したい

賃借人が入居したままでも買い取ります!

直接買取

通常の売却活動(仲介)

どちらでも / チャレンジできるのが当社の強みです!

お問い合わせはこちら▶▶▶



※仲介でご成約の際には当社規定の仲介手数料(税込)を申し受けます。 ※エリアや物件によりお取り扱いできない場合がございます。

税理士による無料税務相談会

無料税務相談会
実施中! 〈予約制〉

※月1回開催しています。

税金の心配にお答えします



店舗案内図



お気軽にお問い合わせください

お客様専用フリーダイヤル



(一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

相鉄不動産販売

〒220-0004 横浜市西区北幸2丁目9番14号 神奈川県知事(2)第30260号

海老名店

0120-090-367

〒243-0432 海老名市中央2-4-8 ニコービル 1F TEL.046-233-9561 FAX.046-233-9560

相鉄不動産販売 海老名店

検索

ご自身やご家族の
『相続問題』について
考えたことはありますか？

今西法律事務所

『相続問題』といっても、
考えることは人それぞれ違うと思います。
一人で悩まず相談してみませんか？



こんなことでお悩みではありませんか？

- ☒ ご自身が亡くなった時に、
家族に遺産相続で揉めてほしくない
- ☒ 独り身だけど、「もしも」の時のために
何かしておくことはあるかな
- ☒ 遺言書は残し方に決まりはあるのかな
- ☒ 多額の借金がある・・・

**相続の問題は、争いになる前の「もしかしたら」や「不安」などの
段階からのご相談がおすすめです。**

争いが起こってご家族が揉めてしまわないよう、ご自身の希望の相続にするための
手伝いをいたします。弁護士には相談しづらい、敷居が高い、勇気がいるなどと思
いにならずにご連絡ください。相続のお悩みをご相談者様のペースに合わせて伺い、
難しい言葉を並べず、分かりやすく説明をすることを心がけております。

所属 神奈川県弁護士会 弁護士 今西 隆彦(いまにし たかひこ)



\\ 相続トラブル回避のため、準備しませんか？ //

遺言書作成

自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言
トラブルにならないためにも、**前もって遺言書の準備
をしておくことをおすすめしています。**
ご相談いただければ、事前に内容のチェックをしトラブ
ルに備えた最適な対策をご提案いたします。

生前贈与

最近では、生前贈与を検討される方が増えてきてお
ります。相続と違って**財産を渡した
いいタイミングで譲れて、かつ相続
税の節税対策にも**なり得ます。



1時間相談
無料

今西法律事務所 ☎046-244-3290

〒252-0011 神奈川県座間市相武台1-38-3 E-mail imanishi-lo@arion.ocn.ne.jp

営業時間 平日/9:00~18:00 要予約 土日・祝日の対応可/出張可

HPはこちら▼

